



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 20 日 (月曜日) 第 99 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 1
- 軽油引取税に係る免税証の無効公告…………… (税務課) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (3件) …… (農村整備課) 1

頁

- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) 3
- 県営土地改良事業計画の策定 (2件) …… (“) 3
- 宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する
計画の変更…………… (水産政策課) 3
- 堤防と道路との兼用工作物の管理の方法の公示…………… (河川課) 6
- 収用委員会告示**
- 収用及び使用の裁決手続の開始決定…………… 7

告 示

宮崎県告示第 337号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 4 月 20 日から同年 5 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	388号	延岡市北川町長井字野鶴60番1地先から同市同町長井同字60番1地先まで	令和 2 年 4 月 20 日

公 告

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) 第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
200 l 券 2 枚
- 2 用途
農業等
- 3 記号及び番号
200 l 券 H 3910983~H 3910984
- 4 有効期間

令和元年12月27日から令和 2 年12月26日まで

- 5 免税証に記載した販売店の名称
有限会社山下石油
- 6 紛失年月日
令和 2 年 3 月 2 日

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第18条第17項の規定により、東禅寺・鈴町土地改良区 (宮崎市) の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地2
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
理 事	樋 口 信 弘	宮崎市佐土原町下田島6378番地2
理 事	岩 切 勝 浩	宮崎市佐土原町下田島 11858番地
理 事	松 本 健 治	宮崎市佐土原町下田島7943番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地

監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地
-----	---------	------------------

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	金 丸 學	宮崎市佐土原町下田島6983番地の1
理 事	日 高 俊 明	宮崎市佐土原町下田島6971番地1
理 事	新 名 敏 文	宮崎市佐土原町下田島6950番地
理 事	落 合 忠 俊	宮崎市佐土原町下田島6873番地2
理 事	吉 原 敏 宏	宮崎市佐土原町下田島7897番地
理 事	金 丸 隆 一	宮崎市佐土原町下田島7919番地2
理 事	岩 切 鉄 也	宮崎市佐土原町下田島 12147番地
理 事	杉 尾 正 利	宮崎市佐土原町下田島 11850番地
理 事	太 田 克 巳	宮崎市佐土原町下田島 12136番地 口
理 事	瀬 川 俊 男	宮崎市佐土原町下田島4044番地
監 事	木 村 勉	宮崎市佐土原町上田島 250番地
監 事	青 木 浩 二	宮崎市佐土原町下田島 970番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、高崎町土地改良区（都城市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	藤 枝 明 光	都城市高崎町縄瀬3443番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	柿 木 勝	都城市高崎町大牟田2276番地2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、吾田土地改良区（日南市）の役員就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和2年4月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 元 陸 愛	日南市大字平野26番地
理 事	門 川 正 和	日南市戸高4丁目5-11
理 事	日 高 宏 文	日南市大字星倉6088番地
理 事	谷 口 弘	日南市大字戸高 896番地
理 事	稲 元 辰 雄	日南市大字星倉5072番地
理 事	郡 司 誠 秀	日南市大字星倉5009番地
理 事	山 下 初 身	日南市西弁分2192番地
理 事	甲 斐 利 弘	日南市大字戸高1557番地
監 事	伊豆元 優	日南市大字戸高1322番地
監 事	田 中 重 信	日南市上平野町2丁目5番地25

(任期：令和6年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	山 元 陸 愛	日南市大字平野26番地
理 事	甲 斐 利 弘	日南市大字戸高1557番地
理 事	平 元 源 次	日南市大字星倉6082番地イ
理 事	谷 口 弘	日南市大字戸高 896番地
理 事	稲 元 辰 雄	日南市大字星倉5072番地
理 事	郡 司 誠 秀	日南市大字星倉5009番地
理 事	山 下 初 身	日南市西弁分2192番地
理 事	門 川 正 和	日南市戸高4丁目5-11
監 事	伊豆元 優	日南市大字戸高1322番地
監 事	田 中 重 信	日南市上平野町2丁目5番地25

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、三納川筋土地改良区（西都市）から令和 2 年 3 月 19 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、杣木池地区県営土地改良事業（国富町、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年 4 月 20 日から令和 2 年 5 月 22 日まで

3 縦覧場所

国富町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、阿蘇原地区県営土地改良事業（高千穂町、ため池等整備事業（土砂崩壊防止））に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 縦覧に供する書類

策定に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和 2 年 4 月 20 日から令和 2 年 5 月 22 日まで

3 縦覧場所

高千穂町役場農地整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量及び生産額ともに全国第15位（平成 29 年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 3 条第 1 項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。

なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。

- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第 1 種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第 13 条第 2 項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第 1 種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第 1 種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第 1 種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	令和元年 (平成31年)		令和 2 年
	まさば及びごまさば	17,000トン	
まいわし	65,000トン	75,000トン	
まあじ	若干	若干	

(注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和2年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	16,546トン	
	まいわし	64,578トン	74,700トン
	まあじ	若干	若干

(注1) 「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（端数は切り上げる）に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則（平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。）の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていない

が、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないように努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないように努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないように努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中にあって、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細

な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	12.0トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	14.6トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量に変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

(1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合

(2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	7.4トン	11.6トン
本県の定置漁業の割当量	3.3トン	1.5トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について (1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量 (小型魚)	7.4トン	3.3トン
うち 4月～6月	1.7トン	0.8トン
7月～9月	1.3トン	0.6トン
10月～12月	1.1トン	0.9トン
1月～3月	3.3トン	1.0トン

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	11.6トン	1.5トン

(大型魚)	うち 4月～9月	7.6トン	0.9トン
	10月～3月	4.0トン	0.6トン

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を发出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。

	本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に 1 日 1 トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第 8 条第 2 項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2 又は 3 の数量（留保の数量を含む。）の 7 割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第 9 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 80 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 隻当たり 40 キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の 7 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 80 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の 8 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1 日 1 か統当たり 40 キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の 9 割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第 2 管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第 2 管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の 2 割（2.9 トン）を上限として 9 年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表 1 第 2～第 6 管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第 2 管理期間の超過合計	第 3～第 5 管理期間期首における差し引き済み数量	第 6 管理期間期首の差し引き数量	第 6 管理期間期首における第 2 管理期間超過量残高
24.5 トン	8.6 トン	2.9 トン	13.0 トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が 2 の知事管理量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が 3 の採捕の種類別又は期間別の数量の 9 割 5 分を超える時点で、法第 10 条第 2 項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第 10 条関係）が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部河川課及び宮崎県宮崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 20 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 河川の名称

二級河川清武川水系清武川

2 河川管理施設の名称又は種類

右岸堤防

3 河川管理施設の位置

宮崎市清武町木原字樋ノ口6723番1地先から宮崎市清武町木原
字中新田7231番2地先まで

4 管理を行う者の氏名及び住所

名称 道路管理者 宮崎市

住所 宮崎市橘通西1丁目1番1号

代表者の氏名 宮崎市長 戸敷 正

5 管理の内容

(1) 道路専用施設(路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の
付属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう
。)の新設(道路の付属物に係るものに限る。)、改築、維持
又は修繕

(2) 路肩に接する法面の維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和2年4月20日から道路の存続する日まで